

令和3年度 全国居住支援法人協議会
オンライン研修会

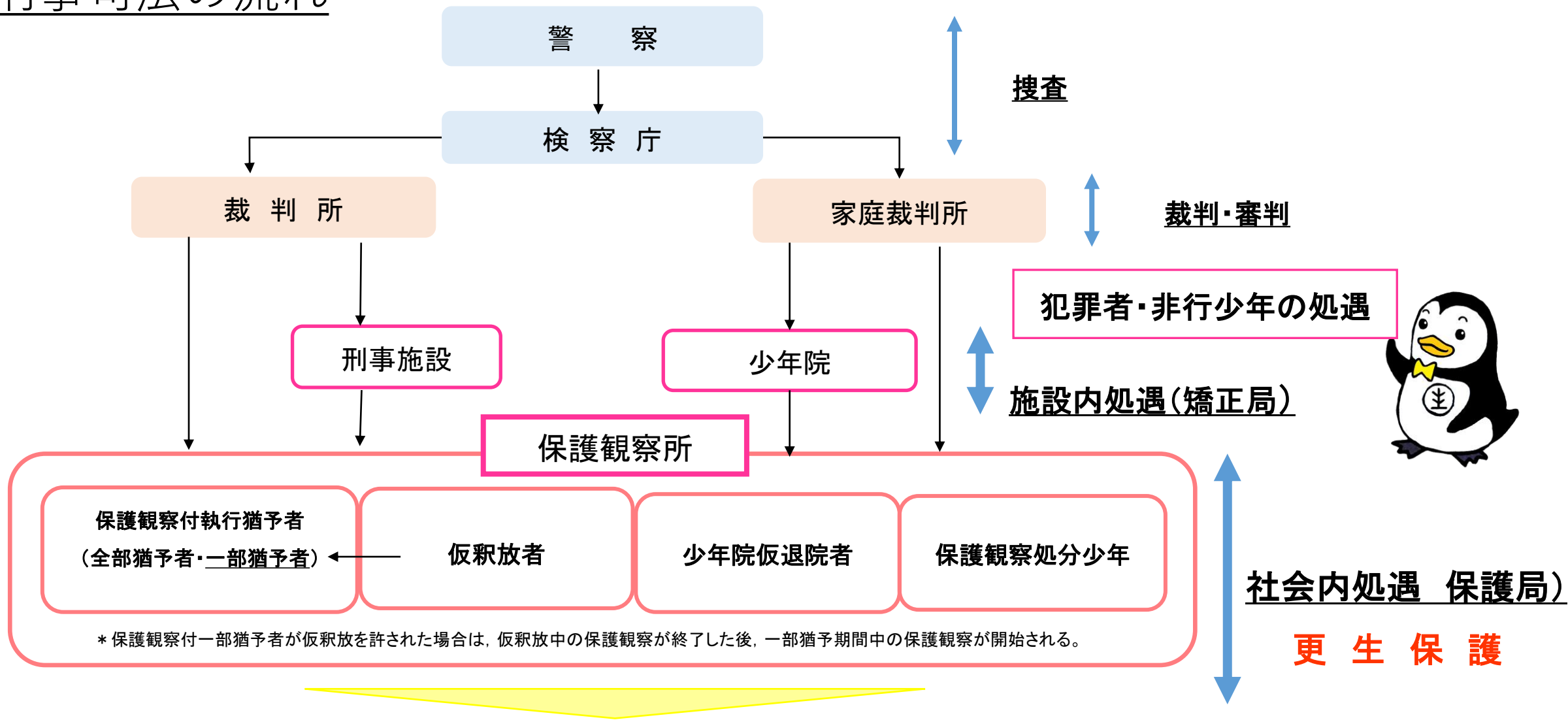
刑務所出所者等の居住支援について

法務省 保護局 更生保護振興課
地域連携・社会復帰支援室長 西村朋子

法務省の組織図 (刑事3局)



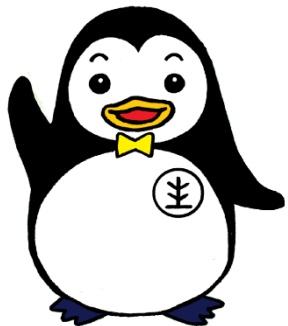
刑事司法の流れ



更生保護とは

この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の推進を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

(更生保護法第1条)



① 矯正施設収容者の仮釈放審査

- ・ 施設内処遇から社会内処遇への移行

② 矯正施設収容者の生活環境の調整

- ・ 更生のための生活環境の整備
- ・ 矯正施設出所後の生活場所の確保や調整

③ 保護観察(社会内処遇)の実施

- ・ 保護観察対象者への指導等

④ 満期釈放者等への更生緊急保護

- ・ 保護観察対象外の者に対する支援
- ・ 本人からの申出により実施

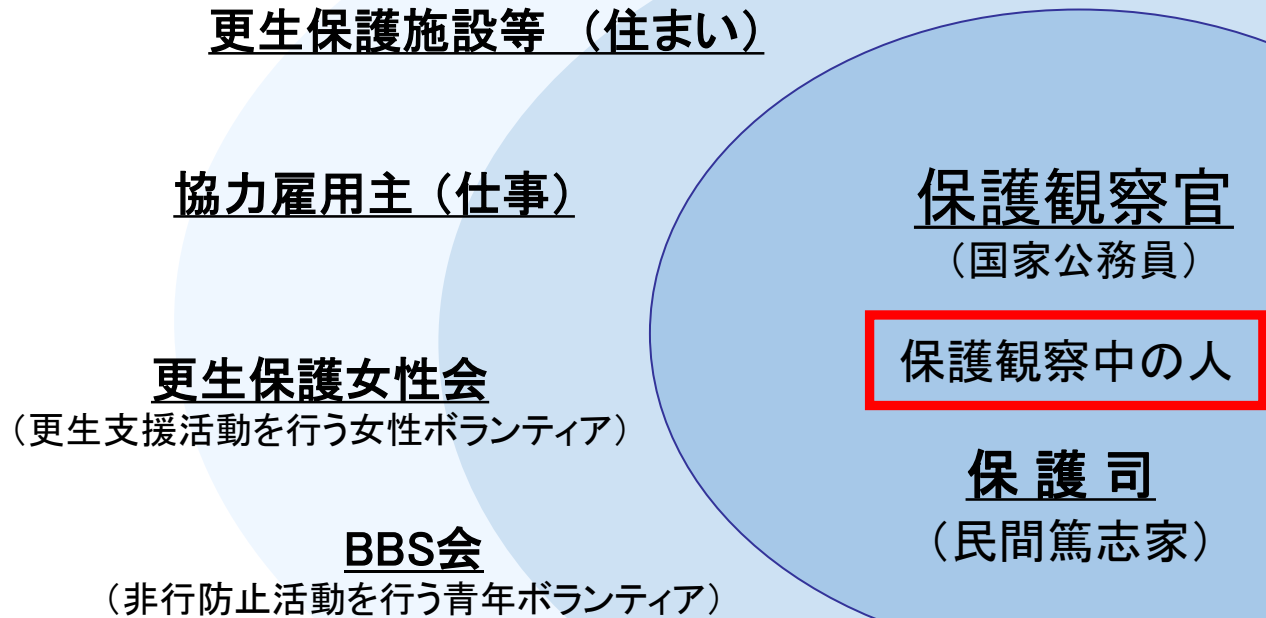
⑤ 犯罪予防活動 (“社会を明るくする運動”)

- ・ ~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~

- ① 地方更生保護委員会
- ②~④ 保護観察所
- ⑤ 更生保護官署全体

保護観察（社会内処遇）と地域社会

保護観察は、国家公務員の保護観察官と、民間篤志家である保護司との**官民協働態勢**で行う。
更生保護ボランティア団体のほか、地域の様々な関係機関・団体からの協力を得て実施する。



更生保護ボランティア団体の協力

その他、地域の方々による協力

保護観察の概要

保護観察対象者の改善更生を図ることを目的とし、指導監督及び補導援護を行うことにより、実施する。

(更生保護法第49条)



指導監督

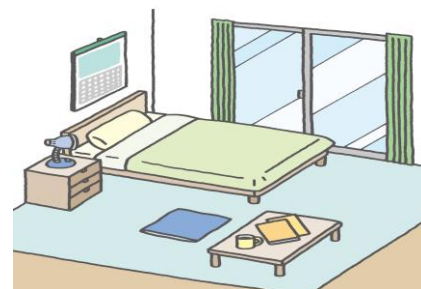
- ・ 定期的な接触(面接等)による生活状況を把握する。
- ・ 「遵守事項(約束ごと)」を守って生活・行動するよう必要な助言・指導を行う。
- ・ 特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇(専門的処遇プログラム)を実施する。

公権力の行使を背景とした心理規制的な側面

車の両輪の関係

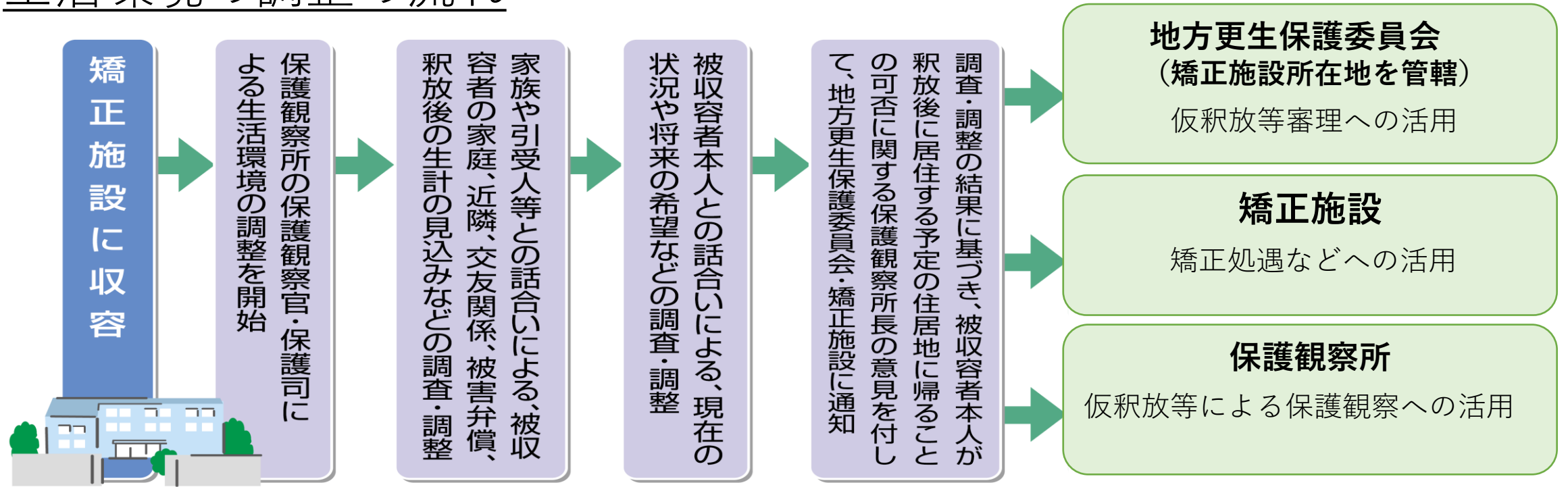
補導援護

- ・ 適切な住居等を得られるよう援助する。
- ・ 医療や療養, 就職, 教養訓練を得られるように援助する。
- ・ 生活環境の改善や調整を行う。
- ・ 社会生活に適応させるための生活指導(SST等)を行う。



福祉的・援助的措置の側面

生活環境の調整の流れ



生活環境の調整の実際

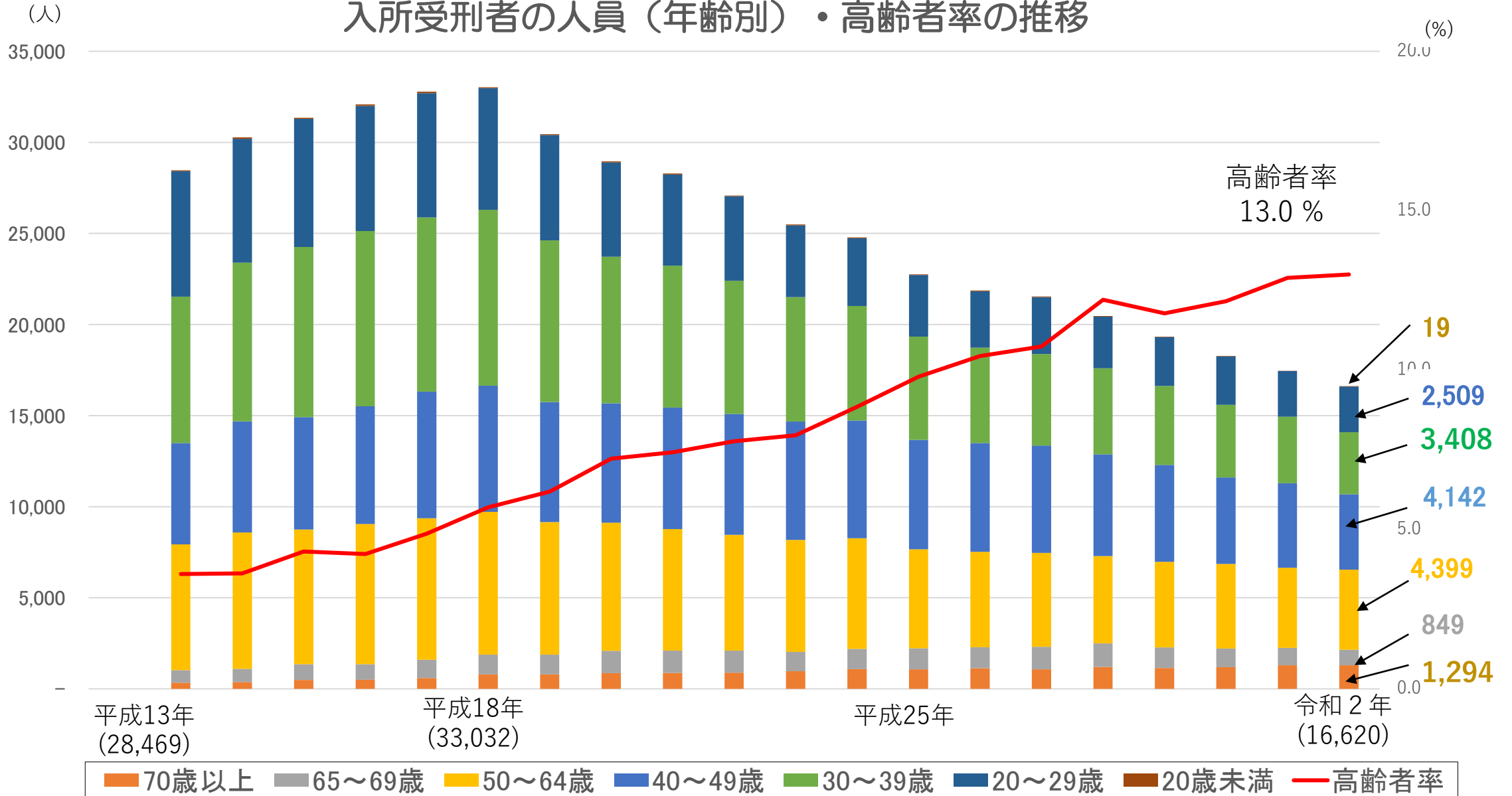
- ・ 本人（被収容者）が希望する帰住予定地や近隣の状況を確認する。
- ・ 家族や引受人の意思を確認し，本人の更生支援について理解と協力を求める。
- ・ 釈放後の就労先等を確保する。
- ・ 改善更生の妨げるおそれのある問題を調整する



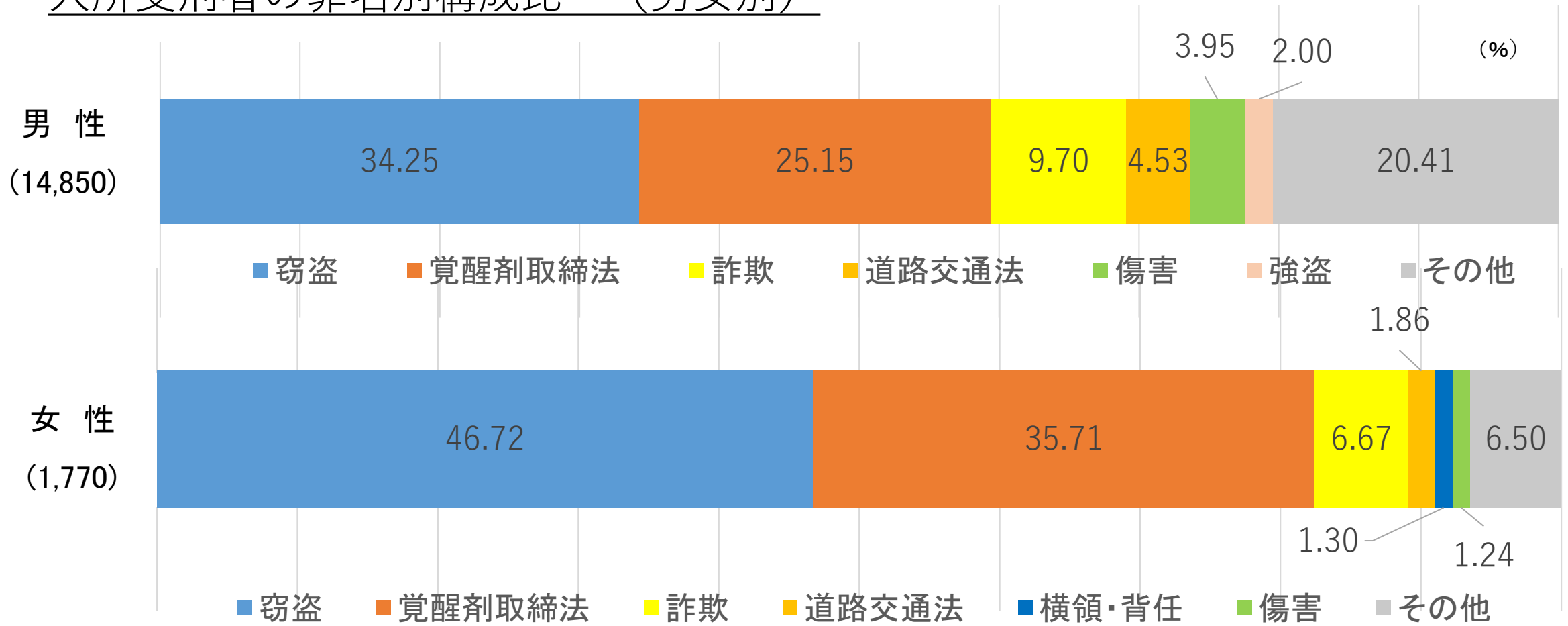
刑務所出所者とは・・・

(平成13年～令和2年)

入所受刑者の人員（年齢別）・高齢者率の推移



入所受刑者の罪名別構成比 (男女別)

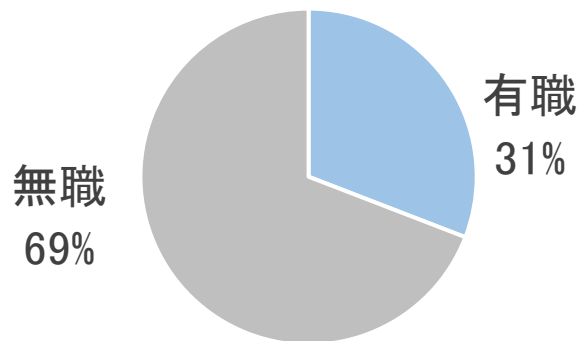


(令和2年 矯正統計年報)

窃盗, 覚せい剤が多数を占めている

仕事や住居がない

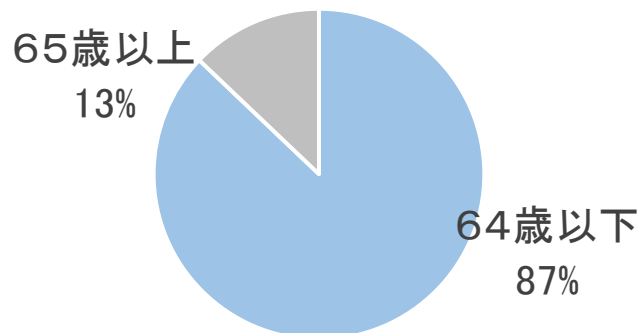
約 7 割が再犯時無職



新受刑者の犯罪時就労状況

高齢である・障害がある

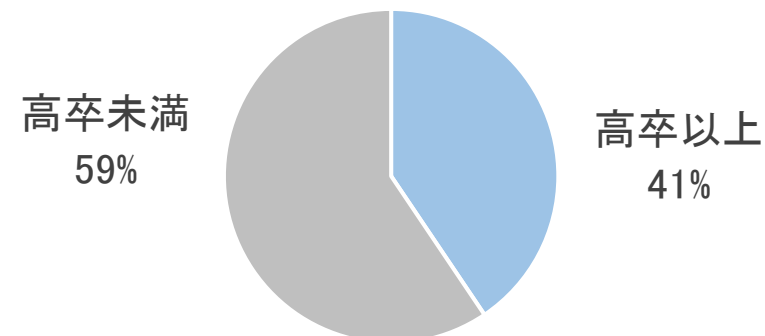
1 割以上が高齢者



新受刑者の年齢

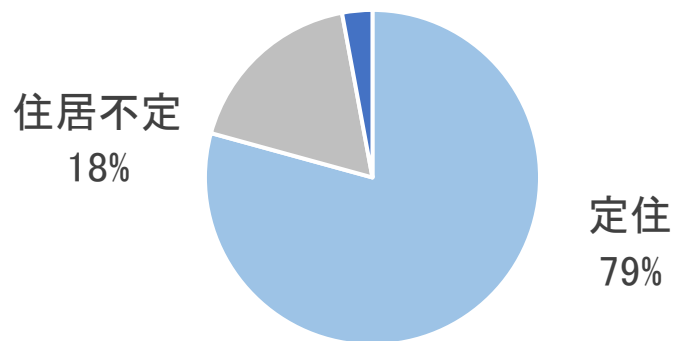
十分な教育を受けていない

約 6 割が高卒未満



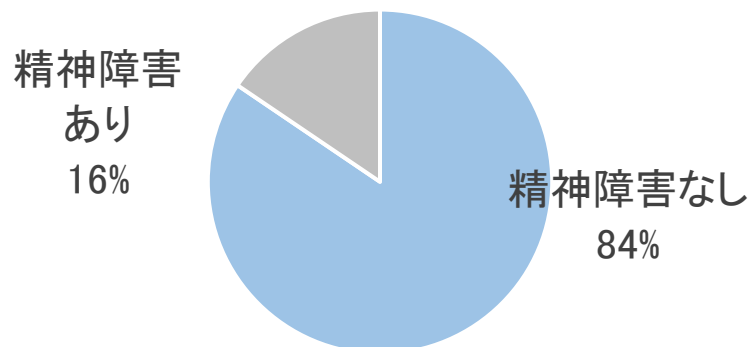
新受刑者の教育程度

約 2 割が再犯時住居不定



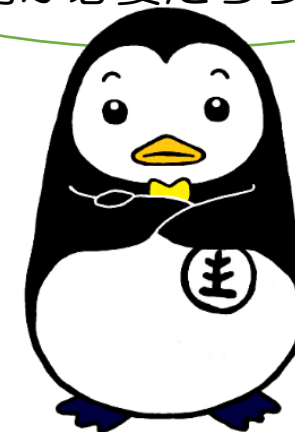
新受刑者の犯罪時居住状況

1 割以上が精神障害あり



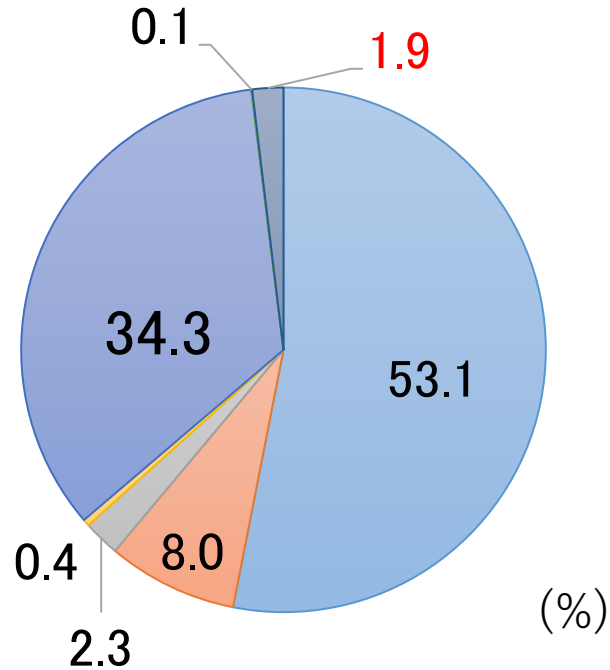
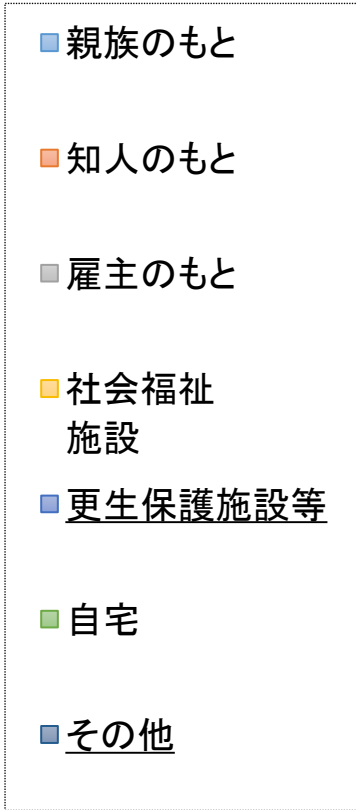
新受刑者の精神診断

再犯を防ぐには、
何が必要だろう・・・



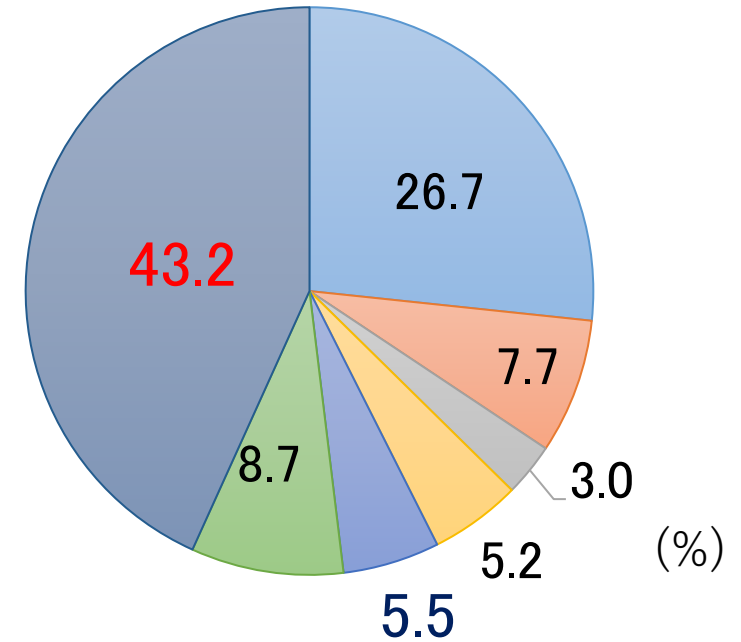
出所受刑者の帰住先別構成比

仮釈放者 (11,195)



仮釈放者 = 刑期満了の前に仮に釈放された人
残刑期間は保護観察を受けなければならない。

満期釈放者 (7,728)



満期釈放者 = 刑の執行が終わった人
更生緊急保護を申し出れば支援が受けられる。

* 仮釈放者には、一部執行猶予者を含む。満期釈放者には、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了者を含む。

(令和2年 矯正統計年報)

保護観察における主な支援対策（居住支援を除く。）

就労支援対策

【刑務所出所者等総合的就労支援対策】（H18～）

- ・ **法務省**と厚生労働省の連携事業
- ・ ハローワークにおける専用窓口設置，出所者専用の就労支援メニュー，矯正教育の充実，身元保証制度

【更生保護就労支援事業】（23都道府県）

- ・ 民間の専門団体に委託して，マンツーマンによるマッチング支援等を実施（H23～）
- ・ 民間の専門団体に委託して，出所者及び雇用主の双方へ職場定着支援等を実施（R2～）

【刑務所出所者等就労奨励金】

- ・ 雇用期間に応じて協力雇用主に対して1人当たり年間最大72万円を支給（H27～）

【コレワーク】（全国8か所）

- ・ 企業と受刑者の出所前マッチングの支援（H28～）

福祉支援対策

【地域生活定着支援センター】（H21～）

- ・ 行き場のない障害者・高齢者である受刑者等の，出所後の福祉サービス確保等の支援

保護観察における居住支援対策 ～ 居場所の確保 ～

更生保護施設

- ・ 明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、現在、全国で103施設が運営（大半が20名定員）
- ・ 行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えるまでの数か月間を収容保護し、原則24時間体制
- ・ 法務省の認可施設で、委託費を支給

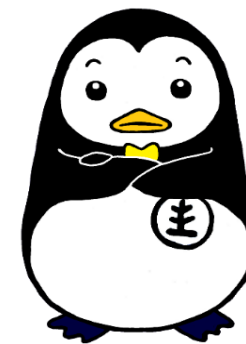
自立準備ホーム

- ・ 平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始
- ・ NPO法人等が管理する施設の空きベッド等を活用するもので、専用のベッド等を用意する必要なし
- ・ 全国で447事業者が登録（R 3.4.1現在）
- ・ 宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等（巡回による支援でも可）を委託
- ・ 保護の期間は更生保護施設に準じる

自立更生促進センター 対象者の再犯防止と自立を図ることを目的とした国立の施設、全国4か所、保護観察所に併設

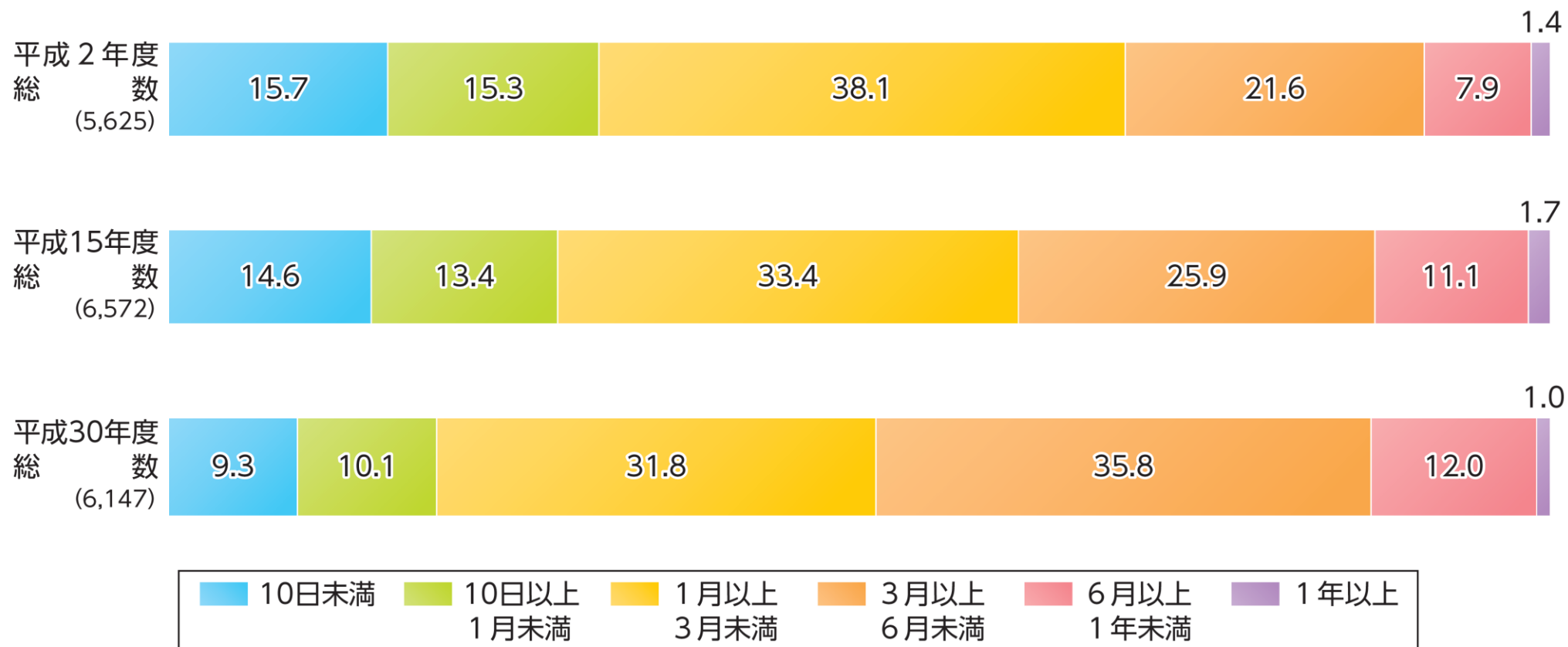
ただし・・・
いずれも

「一時的」居住支援



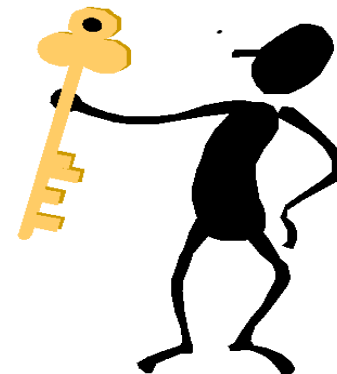
更生保護施設退所者の在所期間別構成比

(平成2年度・15年度・30年度)



立ち直りに必要なこと

相談相手



居場所（住居）



出番（仕事）



更生

刑務所出所者等の社会復帰に向けて

○ 関係機関（資源）と支援を必要とする者を “つなぐ”

刑務所出所者等には、更生保護施設等の一時的な居場所はあるが、十分ではない。

刑務所出所者の中には、高齢者・障害者といった自立に困難な受刑者の割合が増えている。

○ お互いの制度について “学ぶ” “知る”

刑事司法機関との違い（目的、考え方等）について認識を共有する。⇒ **相互理解**

更生保護関係機関（保護観察所、更生保護施設等）と情報共有の機会を持つ。

○ 多様な問題を有する者の支援を “共に考える”

刑務所出所者等の社会復帰には、“息の長い”支援を受けることができる居場所が必要。

刑務所出所者等の居住支援事例の積み重ね、支援ノウハウを共有していく。

“ 支援を必要とする者を
一人でも多く、支援につなげる体制作り ”

